

栃木県養子縁組あっせん事業 申請書類一覧

	書類名	根拠法令等	県確認欄
1	養子縁組あっせん事業許可申請書（様式第1号）	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条第1項	
2	定款その他の基本約款を記載した書類（法人に限る。）	法第6条第3項第1号	
3	業務方法書 ※記載事項は、厚生労働省子ども家庭局長通知（平成29年11月27日付け子発1127第4号）第2-II-1-(4)-②によること。	法第6条第3項第2号	
4	事業所ごとの事業計画書 ※収支計画に関する内容も含めること。	法第6条第3項第3号	
5	財産目録	法第6条第3項第4号	
6	貸借対照表	法第6条第3項第4号	
7	収支計算書又は損益計算書	法第6条第3項第4号	
8	手数料表（様式第2号） （手数料を徴収する場合に限る。）	規則第1条第4項	
9	登記事項証明書	規則第1条第5項第1号	
10	役員の履歴書 ※役員の氏名・フリガナ・生年月日・性別・住所が記載されていること。 ※職歴・賞罰・役職員の就任解任状況を明らかにすること。 ※本人の記名押印又は署名があること。 ※写真の貼付は不要。	規則第1条第5項第2号	
11	養子縁組あっせん責任者の履歴書 ※写真の貼付は不要。	規則第1条第5項第3号	
12	養子縁組あっせん責任者が規則第18条第1項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類	規則第1条第5項第3号	
13	事業所の建物の図面	規則第1条第5項第4号	

14	事業所の建物の登記事項証明書 (申請者の所有に係る場合に限る。)	規則第1条第5項第4号	
15	事業所の建物の賃貸借契約書又は使用貸借契約書 (申請者以外の所有に係る場合に限る。)	規則第1条第5項第4号	
16	(国際的な養子縁組あっせんを行おうとする場合) ・相手先国の養子縁組及び養子縁組あっせんに係る関係法令(州ごとに法令が定められている場合には、当該州ごとの法令を含む。)及びその日本語訳。 ・相手先国において国際的な養子縁組のあっせんについて申請者の活動が認められていることを証明する書類(相手先国において許可等が必要である場合に限る。)及び当該書類が外国語で記載されている場合にあつてはその日本語訳。	規則第1条第5項第5号	
17	(国際的な養子縁組あっせんを行おうとする場合であつて、取次機関を利用する場合) ・当該取次機関との業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあつてはその日本語訳。 ・相手先国において、当該取次機関の活動について許可が必要である場合には、当該取次期間が当該許可を受けていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあつてはその日本語訳。	規則第1条第5項第6号	
18	宣誓書(参考様式1)	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(平成30年3月9日付け子家発0309第1号)1(2)	